

東京消防庁 航空消防相互応援協定 大阪市消防局

協定締結日 昭和53年3月25日

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、東京消防庁及び大阪市消防局（以下「協定都市」という。）に属するテレビ電送システムとう載の回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害等）

第2条 この協定の対象とする災害等は、次の各号に掲げる事象であつて、テレビ電送システムによる情報収集及び指揮支援のため航空隊の応援を必要とする場合とする。

- (1) 地震等により大災害が発生したとき
- (2) 前号に定める災害に対処するため、特に訓練を実施する必要があると認めるとき

（応援の区域及び要請）

第3条 この協定に基づく応援の区域は、法第26条の規定に係る区域及び大阪市の区域とする。

- 2 応援等の要請は、それぞれの区域に前条に定める応援の必要が生じた場合、応援要請都市（以下「甲」という。）の消防長が、応援都市（以下「乙」という。）の消防長に行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、航空隊の応援要請があつた場合、気象状況、所掌事務等により応援に支障がある場合を除き応援に努めるものとする。

（応援の始期及び終期）

第5条 応援は、甲の消防長の要請により航空隊が回転翼航空機（以下「航空機」という。）の定置場（以下「基地」という。）を離陸したときから始まり、要請による消防業務を完了して基地に帰着したときに終るものとする。

（指揮）

第6条 応援活動中における航空隊は、甲の消防長の指揮に従うものとし、下命は乙の指揮者に行うものとする。ただし、機長が航空機の運行に重大な支障があると認めたときは、この限りでない。

（経費の負担）

第7条 応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費、消耗品費等の通常経費は、乙の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは甲の負担とする。ただし、乙に属する航空隊の重大な過失により発生した損害は、乙の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 航空機の損傷に対する諸経費
- (3) 乙の乗組員の死傷に伴う賞じゅつ金、弔慰金等の経費
- (4) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める甲の負担額は、乙の加入する航空保険により支払われる金額(航空保険に加入していない場合は、これに相当する額)を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要したその他の諸経費の負担については、そのつど協定都市の消防長が協議して定めるものとする。

(実施細部等)

第8条 この協定の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

2 この協定の実施について疑義が生じた場合は、協定都市の消防長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定都市において各1通保管しておくものとする。

付 則

この協定は、昭和 5 3 年 3 月 2 5 日から効力を生ずる。

昭和 5 3 年 3 月 2 5 日

東京消防庁消防長

消防総監 味 岡 健 二

大阪市消防長

消防司監 内 山 登

【改正】

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日

東京消防庁

消防総監 関 口 和 重

大阪市消防長

消防司監 森 口 清太郎